

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	文書の収発から完結、処分事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部消防総務課、警防課、予防課、消防署	
個人情報ファイルの利用目的	安芸高田市文書管理規程等に基づき、文書の収受及び発送を行うもの	
記録項目	1. 氏名、2. 職業、3. 役職・地位	
記録範囲	文書等の発信者、発送先	
記録情報の収集方法	本人の同意を得て、職員が文書の収受及び発送を行う	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部消防総務課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居地点ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部警防課、予防課、消防署	
個人情報ファイルの利用目的	119 番通報入電時における通報場所の世帯情報の把握	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 世帯主との続柄	
記録範囲	安芸高田市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部警防課 (所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設に係る広聴処理に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	市民の消防に対する意見・要望、災害現場の収集活動及び指導	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、職業、役職・地位、資格、電話番号	
記録範囲	関係者	
記録情報の収集方法	口頭、紙文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部予防課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設に係る各種届出・申請に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設の消防法令に基づく届出の受付	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、職業、役職・地位、資格	
記録範囲	該当事業所	
記録情報の収集方法	紙文書、電磁的記録（該当事業所から提出された各種届出書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火管理者資格取得講習会（修了証明）に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	防火管理者の育成のため	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、職業、役職・地位	
記録範囲	該当事業所	
記録情報の収集方法	紙文書（該当事業所関係者から提出された防火管理者資格取得講習会受講申込書、関係者から提出された修了証明申請書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設に係る査察に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設の査察	
記録項目	氏名、住所、職業、役職・地位、資格	
記録範囲	該当事業所	
記録情報の収集方法	閲覧・口頭、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部予防課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物、危険物に係る違反処理に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物及び危険物施設等における違反の是正指導	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、職業、役職・地位、資格	
記録範囲	該当事業所	
記録情報の収集方法	閲覧・口頭、紙文書（関係者から聴取、該当事業所から提出された文書。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防同意（消防用設備計画書審査及び確認通知を含む）事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	火災予防（建築物の計画が法令等の規定で防火に関するものに違反しないか、また消防用設備等の計画が技術上の基準に適合するか審査し、同意する）	
記録項目	氏名、住所、職業、役職・地位、住居状況、電話番号	
記録範囲	建築主事又は指定検査確認機関	
記録情報の収集方法	電磁的記録、紙文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課 （所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安芸高田市危険物防火安全協会に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	危険物に接する市民、事業所の防火意識の高揚	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、職業、役職・地位、職歴、資格、賞罰、勤務成績	
記録範囲	該当事業所	
記録情報の収集方法	閲覧・口頭、紙文書（関係者から聴取、該当事業所から提出された文書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	危険物取扱者の指導育成支援に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	危険物取扱者の技術知識の高揚を図る	
記録項目	氏名、住所、職業、資格	
記録範囲	危険物を取扱う者（資格の有無を問わない。）	
記録情報の収集方法	紙文書（提出された文書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住宅用火災警報器の設置調査に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	住宅用火災警報器の設置率の把握と設置促進	
記録項目	氏名、住所	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	紙文書、電話帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部予防課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全功労者及び消防功労者表彰候補者推薦等の書類作成に関する事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	表彰候補者推薦事務のため	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、本籍・国籍、職業、役職・地位、職歴、資格、学歴 団体加入、賞罰、勤務成績、評価内容、性格・性質	
記録範囲	表彰候補者	
記録情報の収集方法	紙文書、電磁的記録（提出された文書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	違反対象物表示公表制度に係る事務	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	火災予防上危険な建物の市 HP への公表	
記録項目	氏名、住所	
記録範囲	違反対象者	
記録情報の収集方法	紙文書、閲覧・口頭（該当事業所から提出された文書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部予防課 （所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	火災原因調査報告書	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部消防署	
個人情報ファイルの利用目的	出火原因の究明及び火災予防、警防対策の資料とするため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 本籍・国籍、6. 続柄、7. 婚姻、8. 職業、9. 役職・地位、10. 資格、11. 健康状態、12. 身体の特徴、13. 傷病歴、14. 検診結果等、15. 心身障害、16. 財産状況、17. 家庭状況、18. 扶養関係、19. 住居状況、20. 趣味・嗜好、21. 電話番号	
記録範囲	火災に関係がある者（発見、通報者等含む）	
記録情報の収集方法	職員が火災に関係がある者から口頭で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察、医療機関、報道関係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部消防署	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救急出動報告書	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部消防署	
個人情報ファイルの利用目的	救急活動の記録	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 本籍・国籍、6. 職業、7. 健康状態、8. 身体の特徴、9. 傷病歴、10. 電話番号	
記録範囲	傷病者	
記録情報の収集方法	職員が救急事故に関係があるものから口頭で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察、医療機関、報道関係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 消防本部消防署	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	災害出動報告書（火災・救助・警戒・その他）	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部消防署	
個人情報ファイルの利用目的	災害活動の記録	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 職業、6. 電話番号	
記録範囲	災害に関係がある者（発見、通報者等含む）	
記録情報の収集方法	職員が災害に関係がある者から口頭で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察、報道関係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）消防本部消防署	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 751 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

